

平成 22 年 5 月 24 日

平成 23 年度厚生労働省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク
代 表 田中 康雄

発達障害児・者に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援についての充実のための諸施策を推進してください

1. 発達障害を今後の障害児者福祉政策を検討するあらゆる場での検討課題とし、また、障害者福祉関連法規や支援制度の中で明確に位置づけること
 - (1) 障害者自立支援法の見直し時点での、発達障害児者施策の充実施策を早期に実現すること
 - (2) 発達障害当事者や家族、関係者の声を、障害児者福祉政策に反映させること
 - (3) 障がい者総合福祉法(仮称)などの障害者福祉の基本となる法律における明文化
 - (4) 地方公共団体に対する発達障害児者の理解と支援の必要性の周知
 - (5) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施

2. 発達障害の早期発見・早期支援の実現
 - (1) 地域において身近で敷居の低い相談支援機関の設置
 - (2) 乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発・拡充
 - (3) 地域における早期支援体制の拡充
 - (4) 地域の専門機関に専門家を配置し、子どもたちの生活の場所（保育所（園）、幼稚園等）での支援が届く体制の確立

3. 発達障害者の地域支援体制の拡充
 - (1) 発達障害者支援センター事業の拡充
 - ・職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善、研修の拡充
 - (2) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
 - ・アセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成
 - ・「個別の支援計画」や「支援シート」の活用
 - (3) 発達障害情報センターの情報発信機能の充実
 - (4) 保育園から学校教育への移行において、情報を共有できる仕組みの確立
 - (5) 行動障害がある人への地域支援体制の強化

4. 発達障害児者への家族支援と本人支援の地域での提供
 - (1) 「個別の支援計画」ないし「支援シート」の活用
 - (2) ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援

5. 成人期の発達障害者への支援の充実
 - (1) 成人の発達障害のある人と家族の実態調査の実施
 - (2) 地域における相談支援体制の拡充
 - (3) グループホームの拡充、グループホームに対するバックアップシステムの拡充
 - (4) 親亡き後の支援体制の策定

6. 発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけの明確化
 - (1) 各種の専門職の多層構造化等による体系化
 - (2) 専門性や経験に応じた処遇体系の改善
 - (3) 長期的な視野に立った、専門的人材の育成と配置
 - (4) 発達障害の支援を充実するための研究体制の充実

7. 障害者雇用の更なる推進
 - (1) 雇用条件や内容について合理的な配慮をし、本人のQOLにあったものであること
 - (2) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）
 - (3) ハローワークや関係機関に対する発達障害支援の周知
 - ・発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
 - (4) 発達障害者に対する職業訓練の推進
 - ・一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースの増設
 - (5) 就職チャーターのハローワークへの配置の拡充
 - (6) 発達障害者の雇用促進モデル事業の拡充
 - ・発達障害者の雇用促進モデル事業の量的拡充、就労状況調査結果の集約・還元

8. 医療制度の中での発達障害医療の充実
 - (1) 発達障害に対する医療に関する保険点数の適正化
 - (2) 発達障害に対する診断、薬物治療等に対応できる医療機関を、各地域に計画的に設置

9. 児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設）において、発達障害児の障害特性に合った養育と指導を実施できる体制整備が必要である。

以上